

まなびあい

ルールを守る子



5月になりました。5月は春から初夏に移り変わる、新緑のまぶしい季節です。また、この時期になると、やってくるお客さんがいます。春から夏にかけてやってくる渡り鳥のツバメです。今年も、東昇降口にツバメが巣をつくりました。先日、近くにいた子供たちと巣の辺りを見ましたら、親鳥がヒナのえさをとるためでしょうか、ツバメが飛び立っていく姿を見かけました。昔からツバメが家に巣をつくると縁起がよいとされています。

さて、子供たちにとっての5月は、新しい学年学級、先生、そして友達との生活も1か月が経ち、少し落ち着いてくる頃と思います。27日には、運動会も予定されています。個人種目の徒競走に加え、学年競技があり、クラスのチームワークを発揮する場面でもあります。学級の友達と協力することの大切さを学んでほしいと思っています。

ところで、5月3日は、憲法記念日です。日本の政治は、日本国憲法に定められた体制に基づいて行われていますから、日本は法律をルールにして動いています、いわゆる法治国家です。私たち国民の安心と生活の向上を図るため法律があるのです。憲法については、今でもいろいろ議論されているところで、憲法自体についてではなく、ここでは、本校が学校教育目標のいちばんに掲げている「ルールを守る」ということについて少し考えたいと思っています。

地域の方から、子供たちの放課後や休日の過ごし方についてご連絡をいただくことがあります。「地域の公園で草取りをしていると、一緒にお手伝いをしてくれる児童がいて有難かった」など、嬉しいお知らせもあります。しかしながら、残念なことに、家のブロック塀や公共物に落書きをしたり、花壇の中を歩いたり、公共物を壊したりするなど子供たちがルールやマナーを守っていないというお知らせをいただくこともあります。そのような子供の姿を見かけた際、地域の方も注意をしてくださっています。その際の子供たちの応答のしかたについてもご指摘をいただくことも

ありますが、学校ではご連絡をいただきましたら、まず確認し、状況や学年に応じて指導しています。ただ、学校では見届がが不十分になってしまいますので、この点については、ご家庭、地域の方々にご協力いただきたく思っております。また、地域にも、ボール遊びをしてはいけない、花壇の中に入らない、物を壊さないなど、いろいろなきまりがあります。先日、第1回学校運営協議会でこのことを話題にしました。マナーについては、道徳を中心に学校教育全体を通して指導してまいります。この他に、例えば、「ボール遊びをしてはいけない」というきまりについては、校区内にも遊べる場所もあるようですが、子供たちが知らない場合もあるのではないかと、また、なぜ禁止されているのかを子供たちが理解しているか、他者に迷惑をかける遊び方をしているか、どうしたらできるようになるのか等々道徳や地域学習、或いは総合的な学習の時間の中で、調べたり考えたり、場合によっては地域の方と話し合ってみたりすることもよい学習になるのではないかと意見も出されました。学校においてもきまりがあります。毎年、教職員で見直しをしています。また、代表委員会でも話し合う機会を作りました。きまりの中には不満に思うきまりもあるかもしれませんが、しかし、子供たちが社会に出たときに、自分が安心して気持ちよく生活するための法律を守るように子供の頃から「ルールを守る」ことを大人が教えていかなければなりません。ただ、国家にも法改正があるように、ルールを守る中で、時折、ルールを作る、守る両者が共に見直し、よりよいものにしていくということも教えていく必要があると思っています。今月もご協力の程お願いいたします。(校長 河野公子)

学校運営協議会委員の皆様を紹介します



◆みよしっ子遊び◆

三芳小では、縦割り班で遊ぶ機会を設けており、「みよしっ子遊び」と呼んでいます。このほど、縦割り班が結成されました。6年生は、班のメンバーをよくまとめています。リーダーとして、とても頼もしいです。



◆ゴールデンウィーク中の見守りを◆

4月から新クラスとなり、慣れない環境で子供たちはがんばってきました。この連休中は、強い緊張状態から解放される時期であり、そのような時に心身ともに不調になる子もいます。お子様の様子を見守っていただきますようにお願いします。

また、連休中は水の事故や交通事故も増えます。学校でも指導しますが、ご家庭でも安全指導をお願いします。

ゲーム等もつい長時間に渡ってやりすぎてしまうこともあります。ご家庭でルールを決めて遊ばせるようにしてください。

◆学校からの配布文書について◆

以前、お知らせした通り、学校からの文書は、印刷したものを配布せず、三芳小学校ホームページに掲載することにしております。ホームページに掲載されましたらメールでお知らせしますので、ご確認ください。

◆令和5年度運動会について◆

【期日】令和5年5月27日(土)

〔振替休業日：5月29日(月)〕

※以前お知らせした通り、本校HP上に案内文書がございます。詳しくは、そちらをご確認ください。

※お車での来校はご遠慮ください。また、セブンイレブン、JA、やまや等への駐車もおやめください。店を利用される方、お店の方への配慮をお願いします。

5月 行事予定		授業日数20日
1	月	登校指導 1年5時間授業開始
2	火	
3	水	憲法記念日
4	木	みどりの日
5	金	こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	2・4・6年耳鼻科検診
9	火	体育朝会 4・5・6年内科検診 尿検査二次 安全点検日
10	水	教材費集金日 5年聴力検査 委員会 尿検査二次
11	木	2年聴力検査 避難訓練(不審者対応) スクールカウンセラー在校日
12	金	通常日課5時間 1年聴力検査
13	土	
14	日	
15	月	3年聴力検査
16	火	4・5・6年県学力学習状況調査 1.2.3年すみれ・たんぽぽ学級 内科検診 5年 ヤゴ ビオトープ放流
17	水	クラブ
18	木	眼科検診 PTA会費集金日
19	金	通常日課5時間 プール清掃
20	土	
21	日	
22	月	1.3.5年すみれ・たんぽぽ学級 耳鼻科検診
23	火	
24	水	クラブ
25	木	
26	金	1～5年短縮日課4時間 6年運動会準備5時間
27	土	運動会
28	日	運動会予備日①
29	月	振替休業日
30	火	運動会予備日②
31	水	委員会
<p>下校時刻は学年ごとに裏面に掲載してあります。</p> <p>※給食費は口座振替です。5月31日(水)に4、5月分が引き落とされます。30日(火)までに残高確認をお願いします。</p>		
5月の生活目標 「時間を守ろう」		

